平成３０年（再イ）第１９号

群馬県佐波郡玉村町大字上之手1952番地８

再生債務者　渡辺　　孝

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月17日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（再イ）第２０号

群馬県渋川市中郷454番地118

再生債務者　吉田　貴洋

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月17日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第１４号

群馬県桐生市菱町１丁目332番地の４

再生債務者　金子　守男

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月17日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（再イ）第７０号

東京都東村山市萩山町１丁目18番地65

再生債務者　大内　忠政

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月17日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（再イ）第４３号

静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日624番地の１

再生債務者　藤原　　徹

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月23日から平成30年７月30日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成３０年（再イ）第１５号

福岡県飯塚市長尾1184番地１（前住所　福岡県飯塚市柏の森667番地１　セントロイヤル301号）

再生債務者　小川　敬一

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成３０年（再イ）第５号

福岡県直方市大字植木83番地９

再生債務者　髙宮　　隆

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（再イ）第３１号

鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目８番３－805号

再生債務者　小門　裕也

1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月３日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第414号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成30年６月28日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成30年５月31日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0333	東洋メディック株式会社 東京都新宿区東五軒町２番13号	東洋メディック株式会社　計量計測部計量校正課 東京都文京区関口１丁目14番10号	電気（直流・低周波）	直流・低周波測定器等

（平成30年６月１日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0258	株式会社アルバック 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地	株式会社アルバック　規格品事業部　品質保証部　標準校正室 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地	圧力	リーク計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第23号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年６月28日　　中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「京都・若狭路・びわ湖ぐるっとドライブパス2018」

⑴　割引をする自動車

①　乗り放題プラン

⑷①に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ただし、⑵の各項に定める利用日数及び⑷①の各項に定める周遊エリアの別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。